

目 次

第 1 号 6月10日(月曜日)

平成25年第2回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	4
請願・陳情	8
休会の件	9
散会	9

第 2 号 6月13日(木曜日)

平成25年第2回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 1
議事日程第2号	1 2
開議	1 3
一般質問	1 3
猪股謙喜君	1 3
小玉智和君	1 6
星 輝夫君	2 3
請願・陳情	2 9
散会	3 0

第 3 号 6月14日(金曜日)

平成25年第2回下郷町議会定例会会議録(第3号)	3 1
議事日程第3号	3 2
開議	3 3
報告第 2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費について	3 3
議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 下郷町 税条例の一部を改正する条例の設定について)	3 4
議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 下郷町 税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について)	3 7
議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 下郷町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)	3 9
議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平成 24年度下郷町一般会計補正予算(第8号))	4 1
議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 平成	

	24年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））……………	44
議案第38号	下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例の設定について……………	46
議案第39号	平成25年度下郷町一般会計補正予算（第1号）……………	47
議案第40号	平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	47
議案第41号	平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	47
閉会……………		54

平成25年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成25年6月10日			
本会議の会期	平成25年6月10日から6月14日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成25年6月10日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	散会	平成25年6月10日	午前10時38分	議長 佐藤 孔一
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 湯田 雄二	副町長 星 澄雄	総務課長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 敏恵
	事業課長兼建設班長 湯田 純朗	総務班長 室井 一弘	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 渡部 善一
	事業課産業振興班長 佐藤 壽一	教育委員会委員長 室井 伸子	教育長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊
	農業委員会会長 渡部 和夫	農業委員会事務局長 湯田 真澄		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義則	書記 室井 哲		
	書記 星 数喜			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成25年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成25年6月10日（月）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

3番 小玉智和

4番 星 嘉明

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（産業厚生常任委員会）

陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）
の補修に関する陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤孔一君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

また、今定例会の説明のため、出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回下郷町議会定例会を開会します。

ここで、議場内の気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。町執行部の皆さんにもご協力をいただくようお願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に平成25年3月定例会から本定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、配付してございます。

さらには、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してありますので、ご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

次に、本年6月から平成26年3月までの議会行事予定一覧表についても配付してございます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤孔一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孔一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番、小玉智和君及び4番、星嘉明君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤孔一君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長(佐藤孔一君) 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上程いたします。

町長、湯田雄二君。

○町長(湯田雄二君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会につきましては、報告1件、議案9件をご提案申し上げますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。2013年度予算も先月15日成立、一般会計総額は92兆6,115億円となり、2月に成立した12年度補正13兆円と合わせ15カ月予算となっており、公共事業を中心に大規模な財政出動を行っております。日銀においても、新総裁の就任から過去最大の金融緩和策により、民間銀行から大量の国債を買い、これまでの2倍のお金を市場に供給することによって円安ドル高を生み、輸出依存の日本経済を苦しめてきた円高是正に効果を発揮しており、輸出企業の利益が拡大し、自動車や電機メーカーなどの業績は回復しております。さきに共同通信社が行った全国電話世論調査によると、内閣の支持率は70%を超え、高支持率を誇っておりますように、安倍政権のスタートから約半年が経過し、経済政策アベノミクスへの期待が経済に波及し、日経平均株価も、乱高下はしておりますが、一時1万5,000円を超えるなど、企業の生産活動や個人消費が上向き始め、雇用にも波及し、景気の好循環があらわれ始めております。今後は、この勢いを持続させ、着実な成長軌道に乗せられることを望んでおります。

また、来年4月以降には消費税率が5%から8%、さらに10%と引き上げられ、税収をふやすとの道筋ではありますが、公共事業費などをふやしたため、本年度予算で約43兆円の国債を発行し、先進国で最悪とされる日本の財政はさらに悪化、今年度末の国の借金は約1,000兆円になる見通しとなっております。このことから、長期金利が上昇する傾向を示しており、住宅ローン金利の上昇や企業の資金調達にも影を落とし始めております。

また、日米欧による過去最大規模の金融緩和が新興国も巻き込んだ緩和競争となり、世界経済を不安定化させるリスクも指摘されております。さらに、円安により原油価格の高騰に加え、ガソリン価格、電気料金の値上げ、輸入穀物などの高騰により生活に身

近な商品などの値上がりが続く、企業業績回復が直ちに給与の上昇に見込めない中、家計はむしろ厳しさを増すことが心配されます。今後は、この痛みを全体で吸収し、雇用の増大、賃金上昇に寄与すべきと考えております。

次に、本町の基幹産業である農業への影響が大きい環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの交渉参加問題であります。日本は交渉で米や小麦などの農産物にかかる関税を守りたいと訴える方針を示しておりますが、農業国のニュージーランドやオーストラリアなどが全ての品目を対象にし、高い自由化を実現するなどとしており、日本で農産物を売ろうとしている各国の理解を得るのは大変難航するのではないかと危惧されるところであります。その中で、政府は7月の交渉参加実現を目前に控え、大きな打撃が避けられない国内農業の強化策を加速させており、所得をふやす方策として米や乳製品の重要品目の関税を守る姿勢を示すとともに、飼料用米の生産拡大や農産物の輸出増、小規模農家が分散し、面積の小さく効率の悪い農地の集約化を図り、小規模国内農家は規模を拡大して生産コストを下げる必要性に迫られております。先ごろTPP参加に反対する大学教授を中心とする作業チームが農林水産物の関税撤廃や雇用、所得に与える試算結果を発表しましたが、就業者の約6割、146万5,000人の雇用が失われ、所得は11.9%少なくなると推計しており、海外産に押され経営に行き詰まる農家や漁師が続出すると分析、農業への影響は甚大だとしております。

また、成長戦略の一つとして、農業の競争力を強化するため、耕作放棄地や小規模農地を集めて農業法人や専業農家が耕作する割合を現在の5割から8割に打ち出す目標や農家などの生産者が食品加工、販売まで手がける6次産業化を推進し、現在の市場規模を1兆円から10兆円に拡大、農林水産物と食品の輸出額を2020年までに約1兆円と倍増することを目指しており、首相はあらゆる努力を傾け、農林水産業を魅力ある産業にし、同時に日本の農林漁村を守っていく決意だと強調しております。福島県におきましても、県を中心にして県内外の金融機関など官民10団体によるふくしま地域産業6次化復興ファンドを4月30日に立ち上げ、震災と原発事故で苦しむ本県の農林漁業の再整備、生産から食品加工、流通販売に向け付加価値を高める6次化に資金が届くよう復興を目指す生産者を応援する姿勢を打ち出しております。しかし、これらの施策は、本町を初め全国の中山間地の農業の実情からかなりかけ離れた感があるのではないかと感じております。このことは、農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増大、鳥獣被害の拡大など、山積する日本農業の問題は好条件地がその舞台ではなく、耕作に伴う困難の多い山間地、寒冷地などであり、農業の再生は、規模拡大が可能な豊かな穀倉地帯などではないと考えます。日本農業の再生は、農業の依存と集落の維持が厳しくなっている農村集落の活性化ではないかと思っております。

一方、福島県におきましては、ことし5月1日の現在人口が195万341人で、4月1日現在よりも746人ふえました。対前年比では平成22年5月以来であり、ふくしま産業復興補助金の採択を受けた企業進出などに伴い、転勤や就職による転入増加に加え、住民票を移していた県外避難者が4月を節目に県内に戻ったのではないかと分析しております。

なお、本町におきましては、出生3人、死亡が15人で12人の減、転入、転出で6人の

減、合わせて18人の減少となっております。また、18歳以下の医療費無料化、屋内遊び場の充実など子育て環境の整備に力を入れていることから、年齢別内訳で5歳から14歳の子供の転入も増加しており、県外避難者の親子が戻りつつあると思われ、原発事故による人口流出に歯どめがかかりつつあると見られますが、依然として幼い子供を持つ母親が放射能への不安を抱く状況であり、今後さらなる子育て環境整備が急務であります。

次に、町政にかかわる課題でご報告しなければならない事柄の一つは、産業復興に向けて県では昨年度工業団地などが産業復興投資促進特区に指定され、法人税減免などの恩恵を受けることとなります。これまで製造業が中心だった認定に農林水産と関連産業を追加するよう国に申請する方針を示し、夏には認定が得られる見通しとなっております。ことから、本町においても農業振興地域などを新たに追加申請しております。今までは該当しなかった野菜工場なども該当することから、今後の企業進出に弾みがつくものと期待しております。

次は、会津縦貫南道路湯野上バイパスの件であります。同路線は国が現在事業中の小沼崎バイパスに接続する田代集落から塩生地区の289号を結ぶルートであり、対面式2車線の高規格道路であります。先ごろ国土交通省は、今月中に用地調査に入り、年度内に用地取得を始め、来年度中には着工、10年以内の工事完了を目指す方針を示しております。同道路は、さきの連休に大内に向かう観光客で渋滞しました国道118号線の渋滞緩和路線としても重要であり、早急な完成が待ち望まれます。

なお、現在郡山国道事務所により現地連絡所を設置したい旨の申し出がありますことから、適した場所を協議中であることをご報告いたします。

さて、5月連休直前の季節外れの雪に見舞われ、皆さんもさぞ驚かれたことと思いますが、平成24年の町観光客入り込み数は大内宿が平成22年比21.6%の減、塔のへつりが7.1%の減、ことしの大型連休中も大勢の家族連れが訪れ、ニジマス釣りが盛況であった養鱒公園につきましては7.9%の増、全体では13%の減少となっております。ことしはさらに回復傾向が感じられ、さきの連休中の大内宿を例にとりますと、平成22年の入り込み客数が約4万2,000人、ことしは約4万8,000人と対前年比は約114%となり、震災前を超えております。また、国道121号線の渋滞が久々に見られ、苦情もいただきましたが、観光業が重要産業に位置づけられる本町としては、観光客の回帰現象の面からは大変喜ばしいことであります。

地域産業を支援し、観光客を呼び込むため今年度も予算づけされました町の風評被害対策事業として、町観光協会に対する町からの特別補助金であります。昨年同様東武グループと連携し、誘客に力を入れるものであり、東武トラベルが個人向け、団体向け旅行プランの商品を用意し、さらには町をPRするため東京スカイツリー内の大型テレビジョンで町を紹介する映像広告、東武線各駅にポスター、広告を掲示しております。今月の6日には、東武鉄道沿線の各駅長など約60名が来町し、観光名所などを視察、今後の町の観光PRに貢献しようとしております。なお、8月末には、スカイツリータウンソラマチにおける誘客イベントを今年度も予定しております。

また、先月19日には、大内こぶしラインを舞台に第10回ヒルクライム in 会津が中学

生レーザーなどを含め700名を超える幅広い世代の参加者を得て開催されました。地域住民は沿道で大きな声援を送り、多くのボランティアが大会運営を支え、ゴール後の選手たちをねぎらい、大内ダム休憩所では大内結の会、観光協会、青年会による町伝統料理の振る舞いサービスや美里町、下郷町観光協会による特産品販売も行われるなど大変な盛況でありました。

また、今月2日には、町着地型ツーリズム実行委員会主催による百万年ウオークも400名近くの参加を得て開催されました。同事業は、湯野上駅をスタートし、白岩地区でのみそ汁振る舞いなどを経て、塔のへつり、中山風穴などの名所をめぐるものであり、これらの活性化策が今後の誘客につながるものと確信しております。

そのほか、下郷町のおさこいチーム「郷人」及び「郷人こめら」が今月7日から札幌で開催されたYOSAKOIソーランまつりに参加し、会津をイメージした衣装で舞台を演じ、福島を応援してくれるよう来場者に呼びかけると、観光客から応援の拍手と声援が飛び、その活動が下郷町の名を全国に広めることができたことを紹介しておきたいと思えます。

それでは、ご提案申し上げました議案の概要につきましてご説明を申し上げます。報告第2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件であります。平成25年第1回定例会において繰り越しのご議決をいただいたものであります。役場庁舎太陽光発電施設設置事業、辺地共聴施設整備事業及び道路ストックの総点検事業は、平成24年度内にその支出が終わらないことから、所要の財源を平成25年度に繰り越し、事業実施を図ったものであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）につきましては、個人住民税の住宅ローン控除の延長や延滞金の利率引き下げなど、地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴う関係条文の改正であります。

議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）につきましては、山村振興法、過疎法及び企業立地法に基づく課税免除等の適用期間の延長に係る関係条文の改正であります。

議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件であります。新たに保険料の軽減措置が講じられるなど、地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴う関係条文の改正であります。

議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件につきましては、既決予算額に歳入歳出それぞれ1億2,953万6,000円を追加し、総額を47億7,298万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、利子割交付金を初め、地方交付税などの額の確定に伴う補正計上であり、町債につきましては事業費の確定による補正計上であります。

歳出につきましては、農業費関連の農業戸別補償事業補助金及びふるさと農道整備事

業費の確定による減額であり、予備費にて調整しております。

議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成24年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につきましては、既決予算額に歳入歳出それぞれ447万4,000円を追加し、総額を10億4,010万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金を初め、額の確定に伴う補正計上であります。

歳出につきましては、財源内訳の補正及び国保運営の安定化を図るため、国保基金積立金に3,000万円を積み立てるものであります。

以上、専決第3号から専決第7号までの5件につきましては、地方自治法第179条第1項本文の規定により平成25年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案第38号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてにつきましては、本年5月10日、福島復興再生特別措置法の一部改正が公布、施行されたことによる条ずれの改正であります。

議案第39号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に歳出予算それぞれ2,325万2,000円を追加し、総額を45億2,325万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金として地上デジタル放送化に伴い、難視聴地区となっております丑ヶ曽根地区の共聴施設新設に489万7,000円、雑入のコミュニティ助成事業補助金として張平区の集会所建設に1,500万円及び刈林区の防犯灯新設に250万円の増額補正計上が主なものであります。

歳出につきましては、今ほど歳入の説明で申し上げました事業に加え、身体障害者の入浴サービス事業、コミュニティーセンターの防球ネット設置工事の追加補正及び職員の人事異動に伴う調整が主な補正内容となっております。

議案第40号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額にそれぞれ3,033万6,000円を追加し、総額を10億1,033万6,000円とするものであります。国民健康保険特別会計につきましては、6月補正予算が前年度の所得の確定等による本算定でありますので、歳入歳出について再算定をいたしております。そのほかに、職員の人事異動に伴う調整が補正内容となっております。

議案第41号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に225万2,000円を追加し、総額を7億189万9,000円とするものであります。歳入歳出につきましては、職員の人事異動に伴う増額補正計上であります。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案等につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

日程第4 請願・陳情

○議長（佐藤孔一君） 日程第4、請願・陳情を議題といたします。

陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）の補修に関する陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号の件を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配りました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）の補修に関する陳情についての件を会議規則第87条第1項の規定に基づき産業厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（佐藤孔一君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。6月11日及び12日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日、12日の2日間を休会とすることに決定しました。なお、再開本会議は6月13日であります。

議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（佐藤孔一君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月10日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成25年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成25年6月10日			
本会議の会期	平成25年6月10日から6月14日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成25年6月13日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	散会	平成25年6月13日	午前11時40分	議長 佐藤 孔一
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 湯田 雄二	副町長 星 澄雄	総務課長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 敏恵
	事業課長兼建設班長 湯田 純朗	総務班長 室井 一弘	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 渡部 善一
	事業課産業振興班長 佐藤 壽一	教育委員会委員長 室井 伸子	教育長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊
	農業委員会会長 渡部 和夫	農業委員会事務局長 湯田 真澄		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義則	書記 室井 哲		
	書記 星 数喜			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成25年第2回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成25年6月13日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（産業厚生常任委員会）

陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）
の補修に関する陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤孔一君） 皆さん、おはようございます。

ご連絡申し上げます。今定例会の説明のため出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤孔一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 7番、猪股謙喜、一般質問をいたします。

まず、湯田町長の引退報道についてご質問いたします。5月21日の福島民友新聞、5月22日の福島民報新聞にそれぞれ引退の報道がありました。

そこで、記事内容について質問いたします。1つ目、9月29日の任期満了ですが、その4カ月前の報道でございました。それで、我々町民は大変驚きました。そこで、記事のとおり本当に引退するのかどうか、ご質問いたします。

次に、体調がすぐれず、責任を全うできるか慎重に検討していると記事に書いてありましたが、現在体調はいかがでしょう。

3つ目、町政の継承が最も重要な課題であると記事に書いてありましたが、町政の継承とはどのようなことなのか、お伺いいたします。

次に、3月に実施されたフレッツ光利用意向アンケートについてご質問いたします。このアンケートの結果としまして、回収率は52%、その中ですぐにも利用したいが40%、いずれ利用したいが35%、予定はないが23%となり、利用したい世帯は75%となっております。これによれば、多くの町民が光ファイバーによるインターネット環境の整備を望んでいることがうかがわれます。

そこで、ご質問いたします。NTTとの話し合いは、現在どのように進行しているのか。

次に、基地局から遠くなると人口が少なくなります。それで、利用者もぐっと少なくなると思いますが、町内隅々まで整備ができるのかどうか。

最後に、この光ファイバーのネットワークの整備において町の負担はあるのか。

以上、ご質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 皆さん、おはようございます。それでは、議席7番、猪股議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1には、私の進退についての関係でございますが、9月29日の任期満了の4カ月前の報道であったわけでありまして、実はその前からいろいろと思案をしておりました。体調がすぐれないということで、郡山の南東北病院で治療をいたしておりました。この原因は皮膚病であったわけでありまして、その皮膚病がなかなか治らないというふうなことで絶えず通っておったわけでございますが、最近大分よくなりました。支障はないというようなことで体調も徐々に回復してきているということでございまして、ご心配をおかけいたしましたけれども、そういったことはよくなったというようなことでございます。退職、引退するかどうかというような質問があるわけでございますけれども、これは今回の4期目の町長選には出馬しないというようなことになりました。これは、私の後援会等々の幹部の皆さんとも話し合った結果、そういう結論に至ったということでございます。まず、私は96歳になる母親がいて、今介護状態になっております。この12年間本職を務めておった関係で、その介護に私の妻である者が24時間介護をしていたわけでありまして、だんだん12年間たちますとそれぞれ年老いてまいりました。したがって、その介護をこれから任すべきかどうかというようなことございまして、やはり自分の母親でございますので、そういった介護を精いっぱいして、そして人生を全うさせたいというような関係がございました。そういったことと体調の問題と種々ございまして、今回は出馬しないというようなことになり、体調の面まで話をしました。

それで、この町政の継承の関係でございますけれども、いろいろ事業も事業実施中のものが随分ございまして、また企業誘致もことしできまして、3社、それから介護をまぜますと4社の企業誘致もできましたので、それらについても官民総意でなければならぬ点が随分ございまして、ですから、そういったものも含めまして継承というような形ができる方が望ましいと、このように思ったものですから、そういうような、新聞紙上ではそう書かれておりますので、多分そのことがここに書かれたものだろうと、このように思っております。

それから、第2点目のフレッツ光利用アンケートの関係でございますけれども、今ほど7番議員がおっしゃったとおりのアンケートの結果でございまして、多くの方がやはり光ファイバーを望んでいるということになるかと思っております。そういったことで、これは前々からNTTと話を詰めておったわけでございますが、二転三転をしまして、いろいろ最終的にはどうなるのかなと、こう思っておったわけでございますけれども、民設民営というような形で今進んでおまして、私どもはその施設を持たないということで交渉をしておりました。大分話が進んでまいりまして、このアンケート結果で必ずしも採算性には至っておらないわけでありまして、それでもNTTサイドとしては本社とかけ合っていたり、いろいろした結果、何とか本年中には結論が出せるのではないかなと、このように思っています。早ければ10月ごろというような話でございますけれども、それはちょっと今後の成り行きでわからないわけでございますが、我々の要望としてはあくまでも全町に整備するということでありまして、町の負担は、これはないということで話を進めておりますので、そういうことは出てこないのだろうと思

ます。今後N T Tの整備計画等々が出てくれば、その中でこの集落はどうしてもいかないというような場合には負担があるかもしれませんが、今のところはそういったことは言っておりませんので、大丈夫かなと、このように思っております。現状で言うのはその程度でございまして、間もなくではありますけれども、N T Tの社内の結論が出て我々に持ち込むということになっておりますので、そう遅い時期ではないと思いますが、いい回答が得られるのではないかなと、このように思っております。

以上、ご答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 再質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、再質問いたします。

まず、引退報道の件ではございますが、確かに町長のお顔等拝見いたしますと、当初は赤い吹き出物がたくさん額のあたりにあったのが最近ではそういったものがなくなって、体調もよさそうにお見受けいたします。しかし、早い時期の引退報道でありましたので、今後引退が決まっている者に対しての求心力等が薄れていくのではないかと、それによって町政等がうまくいかなくなるようなことがないようにしていただきたいものですが、ぜひともそこいら辺しっかり手綱を締めて最後まで町政を執行をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、事業が継続中であるという意味合いで、この町政の継承ということですが、これは任期4年ということですので、どんな事業をやるにしても最後の年には継承中の事業というのは必ずこれはあるものと思いますが、しっかりその計画の中で事業を遂行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、9月も定例議会ありますので、町長の3期12年間のことについてはまたこの機会ではなく9月にもご質問できるかと思っておりますので、きょうはこの新聞報道の件についてのみお聞きいたしました。

それから、N T Tによる利用アンケートですが、現在N T Tの福島支社というのですか、とのお話し合いということで、あとは福島と本社とのお話し合いで決まるということですが、大変切望している町民が過半数までは多分、アンケートが50%の回収率ですので、その中で70%ほどという半分ぐらい掛けて大体30%前後の人間が利用するのかなというような計算の仕方もできますが、ぜひとも人数ではなく、事業所等もこういった光のネットワークを切望しておりますので、福島支社にお任せという部分もあるでしょうが、下郷町でもぜひN T T本社等に一生懸命アクセス等運動をしてできるだけ早くネット環境を整えてもらいたいと思うのですが、そこいら辺の町側の努力はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 1つ目の再質問でございますけれども、求心力がなくなるのではないかなというような話でございますけれども、そういったことのないように、残り7、8、

9と3カ月ございますが、しっかりと職務に精励をしまいたいと思いますので、その点はよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、継承の関係で事業の関係申されましたけれども、完了するものにつきましては当然完了させてまいりますし、また何年か継続するようなものもございますが、そういったものは後進、後の方に引き継ぐというような形になりますが、しっかりとそういったものも含めて引き継いでまいりたいと、このように思います。

それから、NTTの関係でございますけれども、福島支社、これ会津若松支店というのですか、そこの交渉でございました。当然福島支社、それから東京本社というようなこともございますが、そのあたりのところは自分も話を詰めておりますので、あとはどのような形で設計されてくるか、それを待っているというような状況でございますので、それがいつごろ来るのかわかりませんが、年内というような形で進んでおりますので、そのあたりが来れば次回の定例会にはお示しできるのではないかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再々質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） はい、どうもありがとうございます。ぜひとも町政の継続、これは議会でも承認した事項ではございますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから、NTTの光ファイバーの件では、ぜひとももう一踏ん張り、任期満了までぜひともNTTのほうと交渉していただきまして、何とか早くネットワーク環境を整えるよう努力していただくことをお願いいたしましたので、どうもありがとうございました。一生懸命今後とも任期満了までよろしく、頑張ってください。ありがとうございました。

○議長（佐藤孔一君） 答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

次に、3番、小玉智和君。

○3番（小玉智和君） 皆さん、改めましておはようございます。3番の小玉智和でございます。本日は、何かとお忙しい時期にこのように大勢の方が議会傍聴においでいただきまして、大変ありがとうございました。それでは、通告書に基づきまして2点ほど一般質問をしますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

まず、1番目、雇用促進住宅の取得と落水住宅の政策空き家についてお尋ねいたします。本年3月、町公有財産審議会が開かれ、町長より雇用促進住宅用地、塩生地区の取得について諮問がされました。理由は、今後企業が進出及び拡大を計画されているとのことであります。1社は既に操業を開始されましたが、町営住宅、民間アパート等の空き家がないため、町内企業就職者が他町村に移住されているためとの説明でありました。よって、雇用促進住宅世帯用、単身用を建てたいとの説明でありました。しかし、民間企業の経営面は、私たちがはかり知れない厳しさがあることは承知のとおり、業績が悪

化すれば撤退をする場合もあります。十分に議論すべきと思います。よって、次の問いについてお尋ねをいたします。

まず、1番目、一部用地交渉はほぼ決定したと聞いておりますが、お話し合いは済んだのでしょうか。

2番目、現在町外の住宅、アパート等に入居している方は何名くらいいるのか、また見込みとして現在何名くらいあるのか。

建物は何棟建てる予定であるのか。

4番目、用地、建物等でどのくらいの経費がかかるのか、お尋ねします。

5番目、以前より町内に進出している企業の方々も入居可能であるのかどうか、お尋ねいたします。

落水住宅、姫川の政策空き家についてお尋ねをいたします。本住宅の地域は、学校や商店街、国道等にも近く、利便性の高い場所であります。生活環境は大変恵まれた位置にあり、建てられてから既にもう30年以上経過し、老朽化が進み、現在は24世帯中、きょう現在で12世帯ありますが、6月で1世帯減りますから、11世帯になると思います。一日も早い建てかえ入居させるべきだと思います。

また、土地は借地と聞いております。この土地の取得は落水住宅が優先すべきものとは考えております。町長は、入居者がもう少し少なくなった時点で建てかえを考えているとのことですが、いつまで待っていただければ可能なのでしょうか。団地内は樹木や雑草が生え茂り、今回のクリーン作戦等でもきれいにはしましたが、フェンスのほうも壊れたままの状態であります。大変危険でもあり、また夜になりますと周りは真っ暗で、寂しい落水住宅になっております。よって、この問いにお尋ねをいたします。2点です。

平成24年度の家賃収入はどのくらいあったのか。

2点目、借地料は年間地主様に何名で幾ら支払われましたか。以上でございます。

それから、2点目、消防署下郷分署の本部統合についてお尋ねをいたします。この件につきましては、3月定例会で質問、答弁がされましたので、あえては細かくは聞きません。しかし、本町は国道121号線を起点に奥深く入り組んだ集落が数多く、道路事情の悪い場所もたくさんあり、ほとんどが中山間地域であります。町では、消防組織法の中で定められる消防の広域化の規定に基づいて南会津管内町村で設置した広域消防に加入しているとの説明でありました。管内はもとより、本町も高齢化がどんどん進み、また観光客は年間に100万人を超える状況の中で、交通事故や交通渋滞もたびたび発生しております。救急車の出動は年々増加し、昨年1年間でも出動回数が下郷の分署で353件、搬送者が338名ほどありました。現在でも大変な状況なのに、田島地区に統合された場合、黙っていても二、三十分はおくれて救急業務となるでしょう。せめて高規格道路南縦貫道が開通後、それは今若松に搬送するにも121号線1本しかないわけでございます。そういうことをよく議論、検討すべきと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

以上、2点でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 3番、小玉智和議員のご質問にお答えをいたします。

まず、雇用促進住宅の關係の1番目でございますが、用地交渉はどうなっているかというような話でございますが、1人の地権者が今交渉中ではありますが、それ以外は全て仮契約を取り交わしました。この1人というのは、水田を持っていたわけではありますが、水田がなくなってしまうので、どこかに見つけてほしいというような話がされて、今あの付近に誰かいないかどうか、そういったところを当たっておる最中でございます。間もなくこれも結論出るのはないかなと、このように思っております。

それから、2点目の現在町外の住宅、アパートに入居している方は何名いるのかというようなことでございますが、全体的にはちょっと掌握できませんが、新しく入ってくるころの会社では6人今技術屋を東京あるいは仙台から雇っているそうでございますが、その全てが田島町の住宅、これ民間住宅だと思っておりますが、そこに入っているというような状況でございます。今後の見通しということでございますが、約30名ほど雇いたいというような話でございますが、なかなか若い人たちがおらないので、これも各地に手配をして従業員を集めたいというような話は聞いておりますので、その全てではないにせよ、大部分の方は町外から来られるのではないかなと、このように思います。したがって、こういった雇用促進住宅は単身物と、それから妻帯者用と2種類に分けてつくりたいというような考えをしております。

建物は何戸建てる予定なのかというような話でございますが、今現在土地を購入している段階でございます。その後、敷地造成をしまして、いよいよ建築ということになるわけでございますが、私の考えとしてはあれだけの敷地ですから、つくりようによっては3棟ぐらいできるのかなと思っておりますが、少なく見積もっても2棟はできるというような考えをしております。1棟は単身用、1棟は妻帯者用というように分ければいいのかと思っておりますが、その設計等々につきましては用地が固まり、そしてまた敷地造成が終わってからどういうふうになるのかを検討したいと、このように思っております。

それから、用地、建物でどのぐらいの経費が必要なのかということでございますが、用地の關係ははっきりしてございまして、1,900万で、若干端数ありますけれども、ぐらいで全部買えるというようなことでございます。

それから、敷地、建物につきましては、いろいろつくるその形状、鉄骨づくりかとか、あるいは木造でつくるのか、そういったもので値段が変わってまいりますので、これにつきましては一概に言えないといったところが今の段階でございます。

それから、以前より町内に進出している企業の方々も入居可能なのかということでございますが、これは新規事業所に限るといったことは言っておりませんので、できればそういった方々も入る人がいれば入れるというような形をとってまいりたいと、このように思います。

それから、落水住宅の政策空き家でございますが、今確かに12世帯が入っておりますが、本来24世帯が入るわけでございますけれども、12世帯入っております。したがって、半分は減ってきたわけではありますが、あそこの建てかえにつきましてはこ

れからの住宅を建設するには土地が借地ではだめだというのが補助の該当するかしんないかのものでございますので、極力借り受けでなくて買い取りでやりたいということになりますと最初から土地を買わなくてはならないというようなことでございます。今契約している面積が5,655平米ほどございまして、15名の地権者で26筆ほど中にございます。それをまず買わなくてはならないというような作業がございますし、また現在借地料は幾ら払っているかということでございますが、今ほど申し上げました15名で130万6,000円、あと端数若干ついていますが、そういった額で借地をしているというようなことでございます。

それから、家賃収入が幾らあるのかということでありまして、家賃収入は24年度は114万9,000円ということで予算化しておりますが、またこれには滞納も大分多うございまして、1,057万5,720円、これが滞納の額でございます。年間114万9,000円で、滞納が1,000万というようなことになっております。

それから、消防署の関係でございますけれども、消防署は議員おただしのおりでございまして、統合することによって距離が延びるわけでございますので、当然救急の場合、消防も同じですけれども、時間的に延びてくるというようなことでございます。当初の計画では、田島に消防本部がございますし、また下郷には下郷出張所というものがございます。それを1つにすれば経費的にもいいだろうというような考えもございました。しかし、これはなかなか難しい話であって、ではどこにつくるのだということになりますと、田島町、それから下郷町ともに今よりは悪くしたくないというようなことがございますので、平行線で行ったり来たりというようなことが続いております。県の消防計画では、会津に1つというような計画がなされておまして、それでは我々困るというようなことで、南会津郡はそれより外してほしいというようなことを申しております。つい最近もその関係で県に陳情をしたというようなことがございます。それとともに、そういう計画とともに今平成28年の5月までにデジタル無線というようなものにかえなくてはならない、これは後が決まっております、28年の5月までにはその無線を使うということになりますので、それとこれがたまたま重なったわけでございますけれども、そっちのほうが早くやらなくてはならないということでございますので、こっちのほうは今関係する南会津郡の市町村長の中ではこれは先行してやりましょうというような話になっております。統合とか何かその後出てくれば若干手戻りになるわけでありまして、これはもう決められた、後がないわけでございますので、そういったものは先に実施すると。それとともに、耐震化というような話もございまして、それらにつきましても耐震の必要のある地域については、これも統合と密接に関係があるわけでございますけれども、今耐震化をして統合というわけにはまいりませんので、十分検討した中でやっていきたいと、このように思っております。

それから、南道路が開通した後に検討すべきではないかというような話がありましたけれども、これは南道路そのものが10年以内の完成というような話でありますので、それまでただただと待っておるのがいいのかどうかというのは、これは消防計画の観点からなかなかできないのだろうと思っておりますが、この統合につきましては議員の皆さん方の

統合の準備委員会とか、町村長の集まりとか、そういったものがあります。それから、職員の集まりもございますので、それぞれのところで検討した中身で最終的には市町村長が集まって決定するという事になるかと思っておりますので、これは一朝一夕になかなかうまくはいかないだろうと思っております。

ちなみに、今予定地域というようなことで、我々の要望しているのは譲歩しても田島、下郷の境だろうというようなことであるわけでありましてけれども、田島町のほうでは、いやいや、そうではないと、今あるところがいいのだというような話にもなっておりますので、一朝一夕にはいかないということでございまして、しばらくの間早急な着地点は見出せないというようなことになっております。田島町に、では統合した場合どうかといいますと、これは30分はおくれるのは間違いございませんので、そうしますと今までよりも条件が悪くなりますので、そういったことは我々のはむわけにはいかないということで今交渉をしておるわけでございます。

以上申し上げましたが、あと何かありましたら再質問でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤孔一君） 再質問はありませんか。

3番、小玉智和君。

○3番（小玉智和君） それでは、まず雇用促進住宅の塩生地区の件について。

今町長から詳しく説明受けたのですが、本当に私たち心配するのは、町長はその経費についてはきょう答弁しなかったのですが、委員会の中では過疎債を使うというふうなお話をしたわけでございます。過疎債の場合にも、これは全てが補助金ではないので、やはり一般財源を入れないとできない部分なのです。中身は確かに過疎債はいい条件がありますが、そういうことで私がお尋ねしたときは、落水住宅についても過疎債を適用するのですかというご質問しましたら、町長はできますというふうな答弁をいたしましたので、あえて用地の……別に私塩生につくって悪いと言っておりません。要は私が聞きたいのは、落水住宅が今12、13、来月になるともう一つあくのですから、そういう状況を放置していいのかということで、今町長の答弁ではやはりこれから金を借りるにも借地では該当しないというふうな答弁でございますので、やはり塩生と、あとは姫川の住宅をあわせて併用しながら、見ながらその計画をできないかどうか、その辺をお尋ねいたします。あとほかは結構でございます。

それから、消防のほうなのですが、私が高規格道路南縦貫道と言ったのは、せめて土地と……私のつけ加えが悪かったのですが、小沼崎バイパス、この辺ができる暁に考えたらどうでしょうかということ、今私が言う前に皆さんわかっているのです。実際121号線、ああいう道路悪いのは。あそこが寸断された場合には白河、または氷玉峠経由で若松のほうに行かなくてはならないのです。そんな中で、これからまた二、三十分を田島のほうに持っていかれたら本当に救急の意味がないと思うのです。だから、そういうことでぜひ、何といたって南会津郡は神奈川県と同じような広さがあるわけだから、だから消防法では3万人にどうのこうのなんて言っておりますけれども、そういうことではなくてやっぱり地域性を生かしていただいて、これは今町長さんも一生懸命頑張っ

はくれています、議長さんもやっていただいています、その辺をひとつあわせてよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 雇用促進住宅と、それから姫川住宅の関係ですが、当然あれだけの面積塩生地区につくっても30人収容は、30世帯ですか、収容できないのかなと思います。したがって、その残ったものは姫川住宅の改修をせざるを得ないということになるわけであり、ただ、姫川住宅につきましては、今ほど地権者もおることですから、そのあたりのところ十分検討しなくてはならないし、また今三六、十八か、12名ですか、1棟に3世帯ずつ住んでいるわけで、そうすると三四の十二名ほど今住んでいらっしゃる。そうすると、その人たちをどこへ動かして作り出すかというような問題も生じてきます。したがって、もう少し、1棟ぐらいの中にその住民が入ればこれは事業可能かなと、このように思っておりますので、今しばらく待っていただくのかな…決して姫川住宅をつくらないというようなことではございませんので、需要があれば当然つくらなくてはなりません。雇用促進住宅も、どの程度になるかわかりませんが、3階建て、4階建て、大きな建物にすればそれは何十世帯も住めるようなものができると思いますが、この地ではそんなわけにもいきませんので、おおよそ考えているのは2階建てぐらいを考えておりますので、そうしますと1棟に大体12ぐらい入れればいいのかなと思いますので、これは私の予想ですが、そうすると単身世帯合わせましても同じぐらいの数ということになりますと二十幾つしかできませんので、あと30人にも満たないわけであり、そのほかに、今旧役場敷地の中に特老ホームが80人の雇用の、80床というのです、ものができます。そうすると、そこに働く人たちも出てくるわけございまして、これは当然女性が主だと思います。介護職でございますので。今男性もいらっしゃいますけれども。そういった形で、そこからもやはり入る人がいるのではないかなと思います。そうすると、当然足りなくなってくるので、姫川住宅を改修しなければならないというのは時間の問題でございますので、そういった関係からも必要であるということになるかと思っております。

それから、救急の関係で、小沼崎バイパスができるまでというようなことございませぬけれども、片方は国の直轄事業でやるわけございませぬし、また片方は県の事業ということで実施すると。今現在ではそういう方向でいるわけございませぬ、我々はできれば小沼崎バイパスも含んで国直轄でやってくれないかというような要望を今しておりますけれども、なかなか一朝一夕ではいかないというようなことございませぬので、片一方は県で実施し、また一方は国で実施するという形になりますと、国のほうが予算的余裕ございませぬので、意外と早くに、取りかかれば早くなるのではないかなと思います。ただ、県は県費ございませぬので、補助金はもらえるのだらうと思っておりますけれども、なかなかそうもいかないだらうと思っております。ですから、同時刻ごろにでき上がるのではないかなと、このように考えておりますとやはり10年ぐらいはかかるのかなと。当初6

年というような国では話をしておりましたけれども、近ごろの報道では10年以内というようなことに言い回しを変えてきましたので、それぐらいはかかるのだろうと、このように思います。そういった形で、それを待ってというわけにもまいりませんので、いずれ救急体制を整備するには、本来は今よりももう少し条件がよくなれば皆さん、町民の方々も納得するわけでございますので、これは私ども下郷町も同じですし、また南会津町も同じだし、只見町も同じ、檜枝岐も同じというような考えでありますので、結果的には全部残せばいいのかというような形も今話としてはぼろぼろ出始めていますので、そういった関係で決して悪い計画にはしたくないと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再々質問ありませんか。

3番、小玉智和君。

○3番（小玉智和君） それでは、町長さんに本当に確認したいのですが、最後になりますけれども、落水団地につきましてはこれからも継続して使用するということで解釈していいですね。

それとあと、今借地で15名の方がいると言ったのですが、多分成岡の方がほとんどだと思ひますが、全部に私聞いたわけではないのですけれども、できればもう、成岡集落なんかは農家をやる人なかなかいない、担い手がいない現状でございますので、返されても困るというようなお話があります。ですから、そういう方向づけでぜひ町長さんにそういう考えをいただきたいということで、最後になりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 今現在落水団地、姫川住宅ですけれども、使っておられますし、当然これからあれだけの面積の土地を探すとすればなかなか見つからないと思ひます。そういった観点から、今後敷地造成も整っておりますので、私もあと3カ月ぐらいになりましたけれども、そういった意味で継続してというようなこと、将来に向かつての約束はできませんけれども、今度新しい町長さんになった場合にはそういったものも継続して行ってほしいというような引き継ぎは十二分にしていきたいと、このように思ひます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） これで3番、小玉智和君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午前10時52分）

○議長（佐藤孔一君） 再開いたします。（午前11時00分）

お知らせします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

なお、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） ただいま3番、小玉議員のご質問にお答えをいたしました。若干数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

落水団地の家賃の収入の関係でありましたけれども、年間ですと、たしか先ほどは114万9,000円と申しましたが、114万9,000円は年間の24年度の滞納でした。年間の家賃収入は、283万3,200円ということになります。約半分ほどは滞納になってしまうと。全体で今までの滞納が1,057万5,000円ということになります。その分だけ訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（佐藤孔一君） 一般質問を続行いたします。

次に、10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。今回は3項目ほどありまして、1つ目にパークゴルフ場の整備事業について、2つ目に震災復興特別交付金について、3つ目に会津縦貫南道路開通時における環境整備について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1、パークゴルフ場の整備事業について。昨今私は、平成17年3月に発行されました第4次振興計画書、未来につながる町づくり、誇れる郷土に広がる交流を拝見させていただきました。それは、本町における未来の10年を計画したすばらしい一冊でありました。しかし、その中には、これから質問いたしますパークゴルフ場に関する記述が一行も示されてありませんでした。別紙には、地域資源を生かした交流型の町づくり、これからの10年間の町づくりの方向性を示す振興計画、行政と住民が協働して活力ある新たな町づくりの1ページ1ページを力強く刻んでいく所存ですと結んでありました。まず、パークゴルフ場計画はいつごろからの計画であったのか。

次に、ターゲット利用者は本町民なのか、また他市町村民なのか。

次に、周辺ゴルフ場のリサーチはどの程度なされたのか。

次に、環境問題については、芝を管理するための消毒薬等に問題はないのか。

次に、町営施設なのか。町営の場合、管理者は役場職員とするのか。

次に、一番大切な収支は、維持管理費等の詳細予算の算定はどうなっているのか。

次に、トータルコストの計画を教えてください。

次に、収支悪化の場合、責任をとるのはどなたなのでしょう。

町民の誰もが持つ懸念材料を当局に払拭していただきたい。町民の理解、また納得できるお答えを願っております。この事業が成功すれば、当局は英雄となります。しかし、そうでない場合も考えなければなりません。そのときに顔の見える事業であってほしいと思っております。

最後に、成功へのアクションプログラムを町民にお示しいただきたい。

2番目、震災復興特別交付金について。平成24年度、震災復興特別交付税が本町に交付されましたとのこと。本町は、幸いにも震災において直接的な被害はほとんどないと耳にし、ほっといたしました。観光業における風評被害は甚大でありました。福島イコール原発であります。福島県産の農産物の風評被害は特別なものでした。今も続いて

いるかもしれません。全ての農産物が出荷に際しての検査対象でした。行政当局もご存じのことと思われます。また、一般的な山菜や農産物に対しても検査を受けなければ販売できない状態でありました。検査するのは何ら問題ないのではありませんが、しかしその検査に必要な量目が大変な量であります。例を挙げれば、大根ならば1本1キログラムあります。では、干し大根の1キログラム、干しゼンマイの1キログラムは。比較してみてください。基準検査量目が1キログラムなのであります。行政当局がこの矛盾を感じていただけるならと思っております。願わくは、震災復興特別交付税の使用方法を測定サンプルの量が少なくてきちんと測定ができる測定器の購入や、従来の測定器よりも精度が高く、なおかつ測定時間が短い測定器の導入など、そちらの方面にも利用していただけたらと思ひます。こうした一般的な住民救済も復興への道だと思ひます。そう感じました。当局のご意見をお伺ひしたい。

3番目、会津縦貫南道路開通時における環境整備について。会津縦貫南道路整備が着々と進んでいること、本町においては喜ばしい現実であります。近未来において開通した場合、観光客の増加、交流人口は今まで以上に増し、経済効果の発展は見込まれると予想されます。しかし、懸念材料等のデメリットもなきにしもあらずと思われます。具体的に申し上げますと、玄関口に位置します旧湯野上観光ホテルの廃墟であります。数十年前より無法地帯となり、たびたびの火災等を引き起こす現場は当局もご存じのことと思ひます。本町は会津有数の観光地であります。その観光下郷が一部の廃墟によりイメージ悪化になるならば阻止も必要であります。近隣地域の保安、または地域の美観のためにも早期解体、撤去が必要と思われます。年間100万人が訪れる我がまち下郷のイメージアップのためにも俎上にのせた次第であります。会津縦貫南道路の開通前にこの建物解体、撤去ができるのか、当局のご意見をお伺ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） それでは、議席10番、星輝夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、パークゴルフ場の整備事業についての件でございますが、まず何点もありますので、第1点目、パークゴルフ場計画はいつごろからの計画であったのかというようなことでございますが、平成22年に当町が過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴いまして過疎地域の適用を受けた際に策定をしたものでございます。下郷町過疎地域自立促進計画に高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進への対策の一環として記載し、平成22年9月議会にて皆さん方のご承認をいただいたものでございます。

それから、2番目のターゲット利用者は本町民なのか、また他町村民なのかと、こういうことでございますが、利用者につきましては、当然でありますけれども、本町町民でございます。特に高齢者を対象に楽しく運動する場を提供し、健康増進に努めていただくとともに、世代間、地域間での交流の拡大につながればと思っております。主たるものは本町の町民でありますけれども、外部からも受け入れは可能と考えております。

次に、3番目は周辺ゴルフ場のリサーチはどの程度なされたのかということござい

ますが、周辺のパークゴルフ場ですが、県内に10カ所程度施設がございまして、うち8施設が公認コースと言われるものでございます。会津管内では、喜多方に1つ、北塩原に1つありまして、昨年度、これは建設関係の建設班で視察をいたしました。利用者数は年々増加傾向にあるとのことでありました。参考までに、西郷村にもございまして、西の郷パークゴルフ場では9ホールでやっておりますけれども、利用料金については1日大人500円取っているそうです。子供250円程度が平均だというようなことを言っておりました。ただ、西郷では9ホールで月の利用者が600名ほどございまして、料金は西郷では取っていないということでございます。ただ、1人当たり100円程度を募金箱を設置して、そこに入れてもらっているというようなことでございます。そのほかのものも含めると、利用料金が平均しまして大人500円、子供250円程度だというようなことです。

それから、もう一つ、環境問題の関係もお尋ねになりました。当然芝生ですので、除草剤等々の散布をすることになるかと思えます。除草剤でもいろんな除草剤があるかと思えますけれども、土壌汚染等が心配されないような薬品と申しますか、そういったものを使っていきたいというようなことでございます。病虫害防除等の維持管理もございまして、一切農薬を使わないというわけにはまいりませんので、そういった生態系を壊すようなものは使わないというようなことにしております。

それから、施設管理については、現在のところ町の管理を想定してございます。当面の施設管理は、職員かあるいは臨時職員で対応したいというような考えであります。

それから、維持管理費の関係、収支ですか、の関係もお尋ねになりました。維持管理費等の経費、それからトータルコストについては、現在利用料金、運営体制を含めまして検討中であります。詳細な数値でお答えができないという状況でございます。仮に臨時職員を雇ったとすればその臨時職員の賃金等が上がってくると思えますし、あと芝刈り機はあそこに備えつけたものがありますので、それを利用すれば可能かなと思えます。あとは、今申されました除草剤等、雑草が生えないような形の除草剤あるいは病虫害の薬という程度でございますので、大きな支出につきましてはやはり賃金なのかなと思えます。そうしますと、今600万以下で1人雇えるわけでございますので、その程度なのかなと、このように思っております。

それから、トータルコストと申しますので、整備に係る費用でございますが、これはそのほかの備品等も多分出てくるのだらうと思えます。貸しクラブだとか、そういったものが出てきますので、1億4,000万円、工事費も含んで、ぐらいを見込んでいるということでございます。

それから、最終的な責任は誰がとるのかというような話でございますが、初めに申し上げましたように町民の保健及び福祉の向上が目的であるというような趣旨をご理解していただくとともに、町でも整備要因に関しましては過疎事業債の活用など、財政を圧迫することのないよう努めてまいりたいと思えます。いわゆる野球場だとか、そういったスポーツの施設というような考えでいただければ大変ありがたいということでございます。

最終的にアクションプログラムを町民にお示しいただきたいということでございます。

ので、対象が町民でございますので、町民には広く、いろんなことが考えられます。大会をしたりなんかというようなことも考えられますので、そういったことはチラシ等で周知したいと思えますし、また対外的にもこういった施設を下郷町でつくったというようなことで、これも利用していただければ一番いいわけでございますので、それが観光面でもここへ来てパークゴルフ場を利用して、そして最終的に湯野上温泉などで泊まっていたいただければこれ幸いでございますので、対外的にもPRをしてまいりたいと、このように考えております。

それから、災害復興特別交付金の関係でございますが、これにつきましてのご質問が1リットルの計量するものでは大変だということで、それより小さいものではかれる器械を買ったらどうだというような話でございますが、我々の町でやっているのは自家で消費する食品を対象品目としてやっておりますし、また県でもやっておりますし、農協でもやっております。それぞれ売るもの等々については町ではやっていないというようなことでございますので、余り件数は上がってきておりませんが、その半分の500ミリリットルというのも今の計測器でできるそうでございます。ただ、時間が今まで1リットルですと20分でできるものがその倍の40分ぐらいかかるということでございます。精度としてはそう変わらないというような話でございますので、そういう入れ物さえ買えばできるということでございますので、そういった要望があるのだとすれば、機械の導入が必要となれば、機械がもう一つ必要なのかわかりませんが、今のところ今の機械で500もはかれるというような話でございますので、時間が延びる分だけ機械が足りなくなるのかなと思えますが、必要があれば今後検討してまいりたい、このように思います。

それから、3番目の会津縦貫南道路開通時における環境整備についての関係でございますが、これ昔の湯野上観光ホテルのことをおっしゃられているわけでありましてけれども、これはこの関係につきましてはよそでもいろんな使われなくなった、そういった建物があって大変困っていると、日本全国では各地あるような話を聞いておりますが、空き家ということで放火あるいはごみの不法投棄、その温床になるというようなことで、それぞれが問題を抱えているというようなことでございます。まずは、勝手に壊せないということでございまして、まず私有財産である建物でございますが、今は課税はしておりませんが、そういった私有財産であるということでもありますので、簡単に解体や撤去ができないというのが現状であります。できないのでありますけれども、できる方法は建築基準法とか廃棄物処理法による代執行も可能だというようなことは言っておりますが、その場合は当初行政が全て負担するということになります。その費用を所有者から徴収できるというようなことになっております。しかし、現実的には所有者が不明であります。その費用負担能力と執行前にクリアをしておかなければならない法的な手続等々がございますので、その対応と申しますか、そういった前に対応しなくてはならないという関係でそれぞれが、我々の町のようなところがいっぱいございまして、それぞれ苦慮をしているというのが現実であります。切迫して危険性がある、倒壊するような危険度が迫った場合には町において代執行することも可能でありましようが、

景観上の問題だけでそれを処理するにはなかなか時間的にも必要なものがあると思います。まず、誰のものなのかというものを、前は課税しておりましたのでわかっておりましたけれども、その後どうなっているのか、その辺のところを調査しながら、できるのかどうか、これも至急検討をしてみたいと思います。きのう実は国土交通省の担当部署に、こういったものがあるのだけれども、どうすればいいのだというような話をしてあります。しかし、まだ回答は得ておりませんので、近いうちに回答があるのではないかなど、このように思っております。このままあいつた廃屋と申しますか、そういったものを放置するわけにはいきませんので、県あるいは国交省等と、そのほかの関係部署があるのかもしれないけれども、そういった方々とよく協議をし、指導を受けながら、なるべく早い時期にそれが解体できるように頑張ってみたいと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） まず、パークゴルフ場の整備事業についてでございますけれども、当初の計画は22年に出てきたと先ほど答弁あったのですけれども、話に聞きますと予定では18ホール、公認記録をつくるという話だったと聞いておったのですけれども、土地が狭いということで9ホールしかできない。となりますと、事業が半端になるわけでございます。今回先ほども町長さんが一般質問しましたように、答弁で言ったのですけれども、この次は出ないと。そういった場合に、この次の町長さんに継続してやってもらう考えがあるのかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。私の考えでございますけれども、次の世代に負担を残さない、負を残さない、そういった事業であってほしいと思ひます。私にも孫がいますので、よろしくお願ひいたします。

2番目の震災復興特別交付金についてでございますけれども、私も放射能検査ということで小野山の中腹までに熊と出会いながら一応山菜とってきてはかってもらったのですけれども、そうしたら量が足りないということで、また持ってきて検査をしてもらった経過があるわけでございますけれども、そのときに思ったのは、山菜あたりで生計を立てている人はなかなか大変だなとそのとき実感してわかりました。県のほうでは、そういったサンプルを持っていった場合に買い取りをやっていると聞いております。町ではそういったことはできないのでしょうか。

それから、この前すばらしい機械といひますか、丸ごと入れて丸ごと持ち帰りでき、また量も200グラム以下で測定ができるという、そういった機械が出てきたようでございますので、やはり地域住民安全のためにそういった機械を購入ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の会津南縦貫道路開通前における環境整備でございますけれども、あの建物は昭和56年に一応オープンしまして、58年には倒産しました。それから、昭和63年には下郷町町会議員の藤原氏が東京のユニ企画工業から1億円をだまし取ったという大変に歴史ある建物であります。あいつた建物が県内にも土湯温泉、飯坂温泉にもあり

ました。しかし、県の補助で観光方面で壊しております。やはり町が動いて、行政が主導して私はできると思います。

それから、今回の企業誘致に対しても解体工事、また融雪、道路の拡張工事、それから地代の無償提供など、あそこに企業を持って来る、そういった状態で考えれば可能ではないのかなと思います。町が動いて、行政主導してひとつやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） それでは、再質問にお答えをいたします。

パークゴルフ場の関係ですが、全体計画は18ホールございます。面積が小さいわけではございません。面積はあるのでありますけれども、開発計画の関係で9ホールまず先行したというような形でございますので、あと9ホール残っておりますので、これは後でまた9ホールをつくらうというようなことを考えたというようなことでございます。開発計画を出す段階で、これ面積があるのです。そういった関係で9ホールになったということでございます。

それから、湯野上観光ホテルの関係でございますけれども、これたしかにユニ企画というのがいろんな諸問題を起こしたわけでございますが、今このユニ企画のその当時の持ち主がいないのではないかなと、このようになっておりますし、ユニ企画そのものがない状態だろうと思います。したがって、その所有者が特定できないと。取締役がどこか、白河かその辺に1人ぐらいおったというような話聞いていますけれども、それもなくなったのではないかなというようなことで、なおこれ詳しく調べてみますけれども、所有者が特定できないというような関係がございます。県の補助があるということであればどの程度の補助なのか、そういったところも聞き合わせてみたいと、このように思っています。当然ああいう状態でいつまでも置くのはよろしくないわけでございますので、地権者は裁判をして、そして明け渡しの勝訴を得たというような話聞いておりますので、地権者のほうはそういう形で受けるようにと、取り壊すようにというような話がなされたのだらうと思いますけれども、何せ相手が見つからないというのではなかなか先に進めませんので、そういったものがどういう法手続でできるのか、そういったものを含めて、先ほど申しましたように上部団体と協議をしながら進めてみたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（佐藤孔一君） 再々質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 何とか、最後の観光ホテルでございますけれども、確かに一応話聞きますと平成11年に財産の差し押さえ、抹消というあれを手續とってあると聞いておりました、また今社長さんが外国に行って行方不明という、そういった話も聞いておりますけれども、やはりあの美化、環境のために開通する前にぜひともひとつ解体のほうよろしく願いいたしまして質問終わります。

- 議長（佐藤孔一君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

追加日程第1 請願・陳情

- 議長（佐藤孔一君） お諮りします。

過般、産業厚生常任委員会に付託の陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）の補修に関する陳情の件につきましては、先般6月10日開催されました常任委員会において審議を終了し、その結果について常任委員会より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。

この件につきましては、去る6月5日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後、直ちに日程に追加し、議題とすべき旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

- 議長（佐藤孔一君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤孔一君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）の補修に関する陳情の件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員長、佐藤一美君。

- 産業厚生常任委員長（佐藤一美君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤一美でございます。

皆様のお手元に配付してあります報告に基づきましてご報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成25年6月10日。件名、陳情第3号 板倉地区における町道1117号線（板倉宮ノ前線）の補修に関する陳情について。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成25年6月10日。出席委員は、星輝夫君、室井亜男君、佐藤盛雄君、星嘉明君、佐藤勤君、そして私でございます。欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（佐藤孔一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから陳情第3号 板倉地区における町道1117号線(板倉宮ノ前線)の補修に関する陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

陳情第3号については採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、明日6月14日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤孔一君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 本日はこれにて散会いたします。長い時間大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。(午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月13日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成25年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成25年6月10日			
本会議の会期	平成25年6月10日から6月14日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成25年6月14日	午前10時00分	議長 佐藤 孔一
	閉会	平成25年6月14日	午前11時37分	議長 佐藤 孔一
応招議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正延	2番 佐藤 一美	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明
	5番 佐藤 盛雄	6番 星 政征	7番 猪股 謙喜	8番 室井 亜男
	9番 山田 武	10番 星 輝夫	11番 佐藤 勤	12番 佐藤 孔一
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 小玉 智和	4番 星 嘉明		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 湯田 雄二	副町長 星 澄雄	総務課長 室井 孝宏	生活課長兼町民班長 星 敏恵
	事業課長兼建設班長 湯田 純朗	総務班長 室井 一弘	総務課税務班長兼会計管理者 佐藤 昌平	生活課健康福祉班長 渡部 善一
	事業課産業振興班長 佐藤 壽一	教育委員会委員長 室井 伸子	教育長 大竹 康隆	教育次長 五十嵐 正俊
	代表監査委員 渡部 正晴	農業委員会会長 渡部 和夫	農業委員会事務局長 湯田 真澄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義則	書記 室井 哲	書記 星 数喜	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成25年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成25年6月14日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費について
- 日程第 2 議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定
について)
- 日程第 3 議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条
例の設定について)
- 日程第 4 議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の設定について)
- 日程第 5 議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第6号 平成24年度下郷町一般会計補正予算(第
8号))
- 日程第 6 議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第7号 平成24年度下郷町国民健康保険特別会計
補正予算(第5号))
- 日程第 7 議案第38号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第39号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第40号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1
号)
- 日程第10 議案第41号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤孔一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。

お知らせいたします。議場内大変気温が上昇してまいりましたので、脱衣を許可します。

日程第1 報告第2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（佐藤孔一君） 日程第1、報告第2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第2号を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長（佐藤孔一君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長（室井孝宏君） それでは、報告第2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費についてご説明いたします。

議案書の2ページをお開き願いたいと思います。平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費計算書であります。平成25年第1回定例会において繰り越しのご議決をいただいたものであります。繰り越しの内容といたしまして、役場庁舎太陽光発電施設設置事業につきましては、太陽光パネル需要が急激に高まり、製造が需要に追いつかない状況となりまして納品が滞る状況となったことによりまして、次の辺地共聴施設整備事業につきましては対象が十文字地区のテレビ難視聴地区の解消に伴う事業でありまして、交付決定、着工がおくれたことによりまして、次の道路ストックの総点検事業、これにつきましては、沼尾地区のスノーシェッド点検事業でありまして、国の経済対策によることし3月補正予算により急遽補助事業該当となったため、いずれも平成24年度内にその支出が終わらないことから、所要の財源を平成25年度に繰り越し、事業実施を図ったものであります。いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものであります。

以上であります。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 繰越明許費の総務費の役場庁舎の太陽光発電の関連の件にご質問します。

いろいろな事情で着工がおくれて繰り越しになったということですが、完了検査終わって町に引き渡しがあったのはいつあったのか、それからそれに対する支払いは済んで

あるのかどうか、またこれに伴う当初の計画どおりの発電が達成されているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務班長（室井一弘君） 今のご質問についてお答えいたします。

竣工検査は行っております。ただ、書類等の不備、それから手直し工事がありまして、最終的な引き渡しには至っておりませんので、当然完成工事金の支払い等についてもまだ未支払いとなっております。

以上でございます。

（「あと発電。発電」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） はい、どうぞ。

○総務班長（室井一弘君） 計画発電量25キロワットなのですが、その部分については25キロワット、太陽光の発電量と日射量の関係がございますので、常時その能力いっぱいいっぱいに発電ということはないのですが、ほぼ20キロを超えた発電量にはなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 平成24年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第2 議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤孔一君） 日程第2、議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について説明を求めます。

税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者（佐藤昌平君） おはようございます。議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）ご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公

布され、平成25年4月1日施行に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

お手元に配付されております議案書の4ページと新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。説明につきましては、新旧対照表のほうでご説明させていただきます。まず初めに、第34条の7第2項、寄附金税額控除につきましては、括弧書きの部分が追加となるものでございます。内容については、特例控除額の算定におきまして、所得税の限界率に復興特別所得税率100分の2.1を乗じて得た率を加算措置するための所要の改正でございます。

次に、第54条第5項及び次のページの第131条第4項につきましては、土地区画整理法による土地改良事業において、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置及び非課税措置が平成25年3月31日をもって廃止となるために削除されるものでございます。

続きまして、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例につきましては、市中金利が低下していることから、国税の延滞金の利率の引き下げに伴い、地方税の延滞金の利率も引き下げられることにより改正するものでございます。内容につきましては、当分の間納期限の翌々日から1カ月間は年7.3%、それ以降は年14.6%の割合で計算することとなっております。ただし、年7.3%の割合については、日本銀行が定める商業手形の基準割引率プラス年4%を加算した割合のいずれか低い割合となっており、平成22年1月から現在、平成24年度についても年4.3%の特例基準割合となっております。今回の改正により、特例基準割合が特別措置法による第93条第2項により財務大臣が告示する貸出約定平均金利割合に年1%を加算した割合に変更されるものでございます。延滞金の割合は、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、1カ月経過後の延滞金については年14.6%の割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、納期限の翌々日から1カ月間の延滞金については年7.3%の割合にあつては当該基準割合に年1%を加算した割合とするものでございます。今回の改正によりまして、当分の間納期限の翌日から1カ月間までの延滞金につきましては年4.3%から3%に引き下げられます。また、1カ月経過後の延滞金につきましては、年14.6%から9.3%に引き下げられる改正でございます。また、同条に第2項を追加し、その内容については延滞金の割合について特例基準割合適用期間においては特例基準割合とするものでございます。

続きまして、その下の附則第4条第1項、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、納期限の延長時の特例期間の延滞金の利率においては特例基準割合の期間がある場合は特例基準割合とする改正内容とあわせ、文言の整理でございます。

続きまして、4ページの附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、「第9項」を「第10項」に改めるものでございます。

次の附則第7条の3の2につきましては、地方税法の一部改正による特例期間の延長と租税特別措置法の一部改正により、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改めるものでございます。

続きまして、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例につきましては、先ほど

第34条の7の2項でも申し上げましたが、特例控除額の算定において所得税の限界率に復興特別所得税率100分の2.1を乗じて得た率を加算するための今期の部分の追加とする所要の改正でございます。

次に、5ページの附則第17条の2第3項、優良住宅地の宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、これにつきましては譲渡所得の課税特例が平成25年3月31日をもって廃止となるため、「又は第37条の9の2から第37条の9の5」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改められるものでございます。

続きまして、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例でございますが、本条中第1項を改正、第2項を追加し、さらに「第2項」を「第3項」とする改正であります。内容につきましては第1項の読みかえ規定を次のページの表のとおり改正するものでございます。また、第2項とし、東日本大震災で滅失した住宅用敷地の所有者が死亡した後においてもその相続人を所有者とする内容を追加し、「第2項」を「第3項」とする所要の改正でございます。

次に、第23条第1項及び8ページの第2項につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございますが、内容については地方税法の一部改正により、東日本大震災において住宅が滅失等をして住むことができなくなった納税義務者が住宅の再取得、または増築、改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に住居した場合には、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除額の限度額を所得税の課税総所得金額の5%から7%に拡大されることに伴う所要の改正でございます。

続きまして、議案書の7ページをお開き願いたいと思います。施行期日については、平成25年4月1日から施行するものでございます。ただし、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定については平成26年1月1日、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条の第3項の規定については平成27年1月1日とする施行期日でございます。

なお、第2条、第3条、第4条については、延滞金、町民税、固定資産税に関する経過措置でございます。

本案は、法律の一部改正が平成25年3月30日公布、平成25年4月1日施行とする改正内容のため、平成25年3月31日付で専決処分したものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤孔一君） 日程第3、議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について説明を求めます。

税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者（佐藤昌平君） 議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）ご説明申し上げます。

お手元に配付されております議案書の9ページ及び新旧対照表の9ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表のほうでご説明させていただきます。過疎法や山村振興法などの法律の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布され、4月1日施行に伴い本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、地方税法の課税免除、または不均一課税に伴う減収補填措置を適用している適用期限が延長されることに伴い改正するものでございます。9ページの第3条中及び10ページの第5条中の「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、9ページの第4条中の「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

本案は、法律の一部改正が平成25年3月30日公布、平成25年4月1日施行となるため、平成25年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） では、これ過疎地域における課税免除、または集積区域における課税免除、または山村振興の区域における不均一課税と、こういうふうに分かれて

いるのですが、例えば下郷町の場合にはどういうふうにこれを分けているのか。

もう一つは、今回新しい工場、企業等が誘致されるわけですが、その中でこういうふうなものに該当する免除というものがあるのかなのか、または下郷町にどのぐらいの件数でもって該当するのがあるのかどうか。あるならばどのぐらいの免除になるのか、合計金額で教えていただきたい。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者（佐藤昌平君） この一部改正する法律が町のほうでは過疎法と、あと山村振興法、あとは産業集積区域の3つが条例化としてなっております。その中で、地方税法の課税免除、または不均一課税による減収補填措置を適用している納期限が延長されますので、納期限の延長が期間が載っておりますので、その改正による改正でございます。

あと、この条例に関しまして該当している課税を受けている会社は、暁精機株式会社1社でございます。

それとあと、課税の免除については3年間免除をしたわけなのですが、23年度から25年度まで3年間の課税免除でございます、今年度が最終の課税免除額が年間で58万6,600円免除しております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 再質問。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1つは、ちょっと私の聞いていることが過疎地域における課税免除、または集積区域における課税免除、またはこの後ろのほうで山村振興の区域における不均一課税と、下郷町の場合にこういうふうに3つに、これは日本全国のものでしょうか。例えばうちの下郷町はこの過疎地域に入って、あとは当てはまらないのかどうか。例えばこの集積区域における、ちょっと4条の頭には企業立地促進法第5条の5項と、こうなっているわけで、企業というものがあつたから、先ほど企業というものはどのようになっているのかということなのだけれども、こういうふうな3つに下郷町全体で分かれるのか、または分かれなくて過疎地域における課税免除だけのものか、この1点だけお願いします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務班長、室井一弘君。

○総務班長（室井一弘君） では、お答えいたします。

過疎法による適用は暁精機のみでございます。ただ、該当する要件としては1回の投資額が2,700万以上ということで、すべての企業が該当するわけではございません。適用期限が5年でございます。今のところ、暁精機は今ほど税務班長がお答えしましたとおりの課税免除をさせていただいております。

あと、山村振興法による課税免除は、今町内ではございません。

それから、議員さんのほうからご質問にありました企業誘致になるのですが、それは

福島県復興特別措置法に基づき誘致しました株式会社香精につきましては、次の条例で出てきます産業集積区域における固定資産税の課税免除に関するもので5年間の課税免除をこれから免除していくということになりまして、これから該当するものは日本アレフがこの7月から工事が入るそうなのですが、これが産業集積区域と、そして課税免除になります。ただ、株式会社コトブキについては、産業集積区域の指定が受けられませんでした。そんなこともありまして、株式会社コトブキについては過疎法の適用で固定資産税の減免を図りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤孔一君） 日程第4、議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について説明を求めます。

生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案35号、専決第5号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページと、あわせて条例の新旧対照表の11ページをお開き願いたいと思います。初めに、今回の主な改正内容につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制

度の創設に伴いまして、国民健康保険に加入していた75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行し、同じ世帯にいる者が保険税の負担増にならないようにということで特例措置を講じてまいりました。これまで国民健康保険から後期高齢者に移行したことにより単独世帯となった世帯を特定世帯として呼びまして、この単独世帯につきまして平等割額を5年間2分の1に軽減する措置をこれまで行ってまいりました。これは平成20年4月から25年の3月までということで、今回の改正につきましては現行の措置2分の1軽減に加えまして、その後の3年間については4分の1を軽減するというので、先ほどは特定世帯だったのですが、この4分の1軽減世帯につきましては特定継続世帯として軽減措置を講ずるための内容の条例改正となっております。

それで、新旧対照表の改正後により説明させていただきます。初めに、一般世帯になるわけなのですが、第5条の2、1号の最後の行のほうに右側に1万9,200円とありますが、この金額につきましては一般医療分の保険税の平等割額となっております。それで、3号の特定継続世帯、今ほどご説明申し上げましたが、1万4,400円とありますが、この額につきましては平等割額1万9,200円の4分の1の軽減額4,800円を差し引いた額が1万4,400円ということで、特定継続世帯の軽減された税額として新たに加わっております。

次に、後期高齢者支援分の保険税で、第7条の3、1号の7,200円につきましては、後期高齢者支援分の保険税の平等割額となっております。3号の特定継続世帯5,400円につきましては、平等割額7,200円の4分の1の軽減額1,800円を差し引いた額、5,400円が特定継続世帯の保険税として新たに加わったものでございます。

続いて、12ページ、こちらの軽減世帯になるわけなのですが、23条につきましては所得の少ない方の軽減世帯の保険税で、第23条につきましては第5条及び第7条と違いまして、これは今まで税額のほうで説明してきましたが、今度は保険税の軽減額という形で金額が記載されております。初めに、7割軽減世帯の軽減措置でございまして、23条の1号の①、1万3,440円の金額につきましては、平等割額、先ほど申し上げました1万9,200円の7割分の軽減額となっております。③の特定継続世帯の3,360円につきましては、軽減額1万3,440円の4分の1の軽減額3,360円が特定継続世帯として新たに加わった軽減額となっております。同じく③の1,260円につきましても、後期高齢者の軽減額5,040円の4分の1の軽減額1,260円が特定世帯として新たに加わったものでございます。以下、同様に12ページから13ページにかけて、同条の2号につきましては5割軽減世帯の条項となっております、イの③の軽減世帯2,400円、エの③、軽減額900円がそれぞれ特定継続世帯の4分の1の軽減額として新たに加わっております。同じく同条3号、13ページから14ページにかけて2割軽減世帯の条項となりまして、第3号のイの③の960円、14ページのエの③、360円についてもそれぞれ特定軽減世帯の4分の1の軽減額として新たに加わったものでございます。今回の特例措置、この継続世帯4分の1の軽減世帯が加えられたことによりまして65世帯が対象となりまして、税額で26万4,000円ほどの減額、保険税が軽減されております。

それでは、議案書の12ページのほうをお開きいただきまして、本条例につきましては

法律の一部改正が平成25年3月30日公布、平成25年4月1日の施行とする改正内容のために附則の施行期日、1のこの条例では平成25年4月1日から施行するとなっております。平成25年3月31日付での専決処分したものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議願います。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） そうすると、65人の世帯が4分の1ずつ減額して26万ぐらいの減額するわけですが、そうした場合にこの分は一般会計から今度は足りないということになればその分補填するという解釈をするのですか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） この軽減額につきましては税の算定上に入っておりますので、一般会計からの持ち出しとか、そういうものはございません。あくまでも保険税の中で賄うということになっております。

（「了解」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第8号））

○議長（佐藤孔一君） 日程第5、議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長（室井孝宏君） それでは、議案書の14ページをお開き願いたいと思います。専決第6号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,953万6,000円を追加し、総額を47億7,298万5,000円とするものであります。15ページから17ページまでは総括でありますので、18ページをお開き願いたいと思います。

第2表「地方債補正」につきましては、鶴ヶ池地区のふるさと農道整備事業の事業費確定により130万円を減額し、2,230万円とするものであります。

次に、22ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましては、款の2、地方譲与税から款の10、交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも交付額の決定による補正計上となっております。最大なものは23ページ、款の9の地方交付税の追加確定による1億1,402万5,000円の増額補正であります。

次に、24ページをお開き願いたいと思います。中ほどの体験農園施設使用料、三角20万円につきましては、1件の中途退所による減額、その下の農業費補助金、三角161万8,000円及びその下の選挙費委託金、三角の151万8,000円につきましては、いずれも確定による減額計上となっております。

次に、25ページ、款の15、財産収入、土地建物貸付収入36万8,000円につきましては、町有財産貸付収入の確定に伴う増額、その下の教育費寄附金10万円につきましては、新たに1件の寄附がありましたので、増額しております。その下の1の雑入、米の全袋検査35万2,000円につきましては、全袋検査に伴う事務費等の確定による増額となっております。一番下段の一般単独事業債、三角130万円につきましては、先ほど第2表の地方債補正で説明した内容であります。

次に、26ページをお開き願いたいと思います。歳出につきましては、歳入で説明しました事業確定による歳出分でありまして、農業者戸別所得補償推進事業補助金が三角の200万9,000円、ふるさと農道緊急整備事業が三角の140万円の減額となり、予備費にて調整しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 説明書の25ページ、米の全袋検査についてお伺いします。

今回確定によりまして35万2,000円増額になって確定だと思うのですが、要するに24年度の下郷町内の米の全袋検査、これのトータルな結果、最終的にどれだけの量の検査を実施して、また25ベクレル以上出たものは幾らであるとかいうような確定した数字がわかりましたら説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） ただいまのご質問ですけれども、昨年度の全袋のト

一タールをということですが、トータルにしますと町内では7万7,000袋の全袋調査をいたしました。これにつきまして、先ほどベクレルのお話ありましたけれども、7万7,000袋のうち4袋が25ベクレルから50ベクレル以下のものでございました。それ以外全てそれ以下ということでございます。

なお、昨年全袋調査につきましては、町民の皆様方、生産者の皆様方からご協力をいただきまして、この場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。また、今年度につきましても全量全袋調査と、昨年同様実施しますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 産業振興班長、その200万9,000円ですか、補助金が減額になっておりますが、農業者戸別所得補償推進事業補助金というふうなことで減額になっているのか、お伺いをいたします。

さらには、ちょっと前に戻りますが、衆議院選挙の総選挙委託金で151万8,000円マイナスになっておりますが、よく選挙の場合には国から来るのを目いっぱい使って、机を買ったり、事務品を買ったりして、これを目いっぱい使ったり、または不在者投票やるときにボールペンをくれたり、もう少しマイナスが50万円ぐらいでいいのではないだろうか、もっと目いっぱい使うような方法をやはりこれから考えるべきではないだろうか、不在者投票をやったときには品物をもう少しいいのやるとか、ちょっともう少し返さないような方法をひとつ考えるべきではないだろうか、このように考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長（室井孝宏君） それでは、24ページの衆議院議員総選挙委託金、今回151万8,000円の減額でございますが、交付額が1,138万979円ということで、予算現額よりは151万8,000円ほど減額になったわけです。今室井議員からご指摘あったようでありますが、選挙委託金につきましてはなかなか、配るだけということではなくて必要経費を使いなさいということの指導が来ておりますので、うちのほうも選挙委託の啓発に力を入れたいのですが、配るだけが選挙の啓発ではないということの指摘もございまして、必要最低限だけの経費で選挙を執行しております。今回もまた参議院選挙あるのでございまして、選挙の国の執行基準がまた減額になる見込みでございまして、なる予定になっております。選挙につきましても必要最低限の経費で最大の効果を上げるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 産業振興班長、佐藤壽一君。

○事業課産業振興班長（佐藤壽一君） ただいまの議案書26ページ、3目農業振興費の19節補助金、農業者戸別所得補償推進事業費補助金が減額になっているということで、その

内容でございますけれども、この補助金につきましては町の農業再生協議会というところのほうに補助しているものでございます。農業再生協議会におきましては、全袋調査に向けて営農関係の申請書、それから戸別所得補償の申請等々の事務費という部分で、その事務費が削減されたということで減額になってございます。

なお、その事務費が削減された分ですけれども、予算書でいきますと25ページ、25ページの雑入、米の全袋検査ということで35万2,000円ありますけれども、その分南会津郡内で行っています協議会のほうから雑入という形で入ってきているというふうな内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成24年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成24年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

○議長（佐藤孔一君） 日程第6、議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成24年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤孔一君） 本案について議案の説明を求めます。

生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案のほうを説明させていただきます。

28ページをお開きいただきたいと思います。専決第7号 平成24年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。内容につきましては、

3月定例議会後に療養給付費に関する国庫負担金の確定等に伴いまして、今回専決処分させていただいたものでございます。歳入歳出それぞれ447万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,010万8,000円とした内容でございます。

それでは、34ページをお開きいただきたいと思っております。歳入についてご説明を申し上げます。3の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費負担金でございますが、医療費給付費分の国庫負担金の確定に伴いまして750万7,000円の増額計上をするものでございます。

次に、3款2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金でございますが、これにつきましても交付の確定に伴いまして444万2,000円の減額計上をするものでございます。

次に、4款療養給付費交付金につきましても、交付額の確定ということで148万9,000円の増額を計上したところでございます。

次に、歳出でございますが、35ページの2款の保険給付費、3款の後期高齢者支援金等、36ページ、5款の老人保健医療費拠出金、6款の介護納付金、これにつきましては、歳入でご説明いたしました国庫支出金及び療養給付費の交付金等の補正に伴いまして、財源内訳の補正内容となっております。

次に、9款の基金積立金でございますが、先ほどご説明いたしました国庫金等の増額補正分の財源と12款の予備費の充当によりまして、基金として3,000万円を積み立てる内容でございます。今回この基金積み立てによりまして、平成25年5月末での国保の基金の積立保有額につきましては1億294万1,549円となったところでございます。今後国で示しております基金の目標額、過去3年間の医療費の約4分の1となります1億5,000万円の基金を確保していきたいというふうに思っております。

最後に、予備費につきましては、2,552万6,000円を減額しまして2,607万7,000円となる内容でございます。

なお、この専決処分につきましては、去る5月31日開催されました第2回の下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことをつけ加えさせていただきます。

以上、ご説明を終わります。よろしくご審議願います。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤孔一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成24年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ただいまより休憩します。(午前10時55分)

○議長(佐藤孔一君) 再開いたします。(午前11時05分)

日程第7 議案第38号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤孔一君) 日程第7、議案第38号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

税務班長、佐藤昌平君。

○総務課税務班長兼会計管理者(佐藤昌平君) 議案第38号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が平成25年5月10日に公布、施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

お手元に配付されております議案書の38ページと新旧対照表の15ページをお開き願いたいと思います。説明につきましては、新旧対照表のほうでご説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、福島の復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金の創設、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の拡充等を行うための改正でございまして、本条例第1条中及び第2条中の「第51条」を「第64条」に、「第52条」を「第65条」に所要の改正をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、この条例に該当する現時点の会社については株式会社香精さん1社でございまして、課税免除期間につきましては本年度から5年間でございまして、本年度についての課税免除額については274万4,400円となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(佐藤孔一君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 39号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第 40号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 10 議案第 41号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(佐藤孔一君) この際、日程第8、議案第39号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第40号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び日程第10、議案第41号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)の3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤孔一君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第39号につきましては総務課長、室井孝宏君、議案第40号につきましては生活課長、星敏恵君、議案第41号につきましては健康福祉班長、渡部善一君、順次説明を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長(室井孝宏君) それでは、議案書の39ページをお開き願います。議案第39号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,325万2,000円を追加し、総額を45億2,325万2,000円とするものであります。

40ページから45ページまでは総括でありますので、46ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましては、款の2、国庫補助金、節区分1、障害者福祉費国庫補助金57万円につきましては、身体障害者の訪問入浴サービスに関する補助金でありまして、歳出にも出てきますが、事業費が114万円、これの2分の1の国庫補助分であります。その下の総務管理費国庫補助金489万7,000円につきましては、地上デジタル化によるテレビ難視聴地区となっております雑根の丑ヶ曾根地区のテレビ共聴施設整備事業でありまして、10割補助となっております。中ほどの社会福祉補助金28万5,000円につきましては、

先ほど説明いたしました入浴サービスの県補助金分4分の1の県補助となります。一番下段のコミュニティ助成補助金1,750万円につきましては、張平区の集会所建設に1,500万円、刈林区の防犯灯新設に250万円が宝くじ事業の助成対象になったことによる補正であります。

47ページからの歳出につきましては、職員の4月の人事異動に伴う人件費調整となっておりますので、それ以外についてご説明いたします。

48ページをお開き願います。上段の節区分19、負担金補助及び交付金2,239万7,000円につきましては、先ほど歳入にて説明しました丑ヶ曾根地区のテレビ共聴施設及びコミュニティ助成補助金の歳出分ということになります。

次に、49ページ、一番下段の節区分28、繰出金48万2,000円から次のページを開いていただきまして款の3、民生費、目の3、老人福祉費225万2,000円の補正につきましては、特別会計、職員の人事異動に伴う増額補正であります。その下の11、需用費28万4,000円につきましては、老人福祉センターの浄化槽に係る修繕料、その下の13、委託料につきましては、先ほど歳入において説明いたしました入浴サービスに係る補正であります。その下18、備品購入費40万円につきましては、現在自家消費食品の放射能検査施設脇の1室を放課後児童クラブとして活用していますので、これから夏に向けたエアコンの設置費用でございます。なお、検査施設の往来は施錠、隔離しております。

次からは人件費関連でございますので、飛ばしまして57ページをお開き願いたいと思います。中ほどの項の5、保健体育費、節区分15、工事請負費90万円につきましては、コミュニティーセンターにおいてフットサル競技を実施するための防球ネットの増設工事費であります。

次の項の1、公債費、地方債償還金12万2,000円及び地方債償還金利子、三角の26万7,000円につきましては、金利見直しがありまして、金利利息が低下したことによる補正となります。元利均等返済でありますから、金利が低下しますと償還元金がふえて利子が低下する内容となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孔一君） 生活課長、星敏恵君。

○生活課長兼町民班長（星敏恵君） それでは、議案書59ページのほうをお開きいただきたいと思います。議案第40号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

現計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,033万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,033万6,000円とする内容でございます。今回の補正につきましては、25年度の被保険者に係る所得が確定したために再算定をしたもので、保険税の算出税率については昨年同率で、変更はございません。

それでは、内容につきまして歳出のほうからご説明をさせていただきます。68ページをお開きいただきたいと思います。歳出の1款の総務費、1目の一般管理費でございますが、今回48万2,000円の増額計上につきましては、職員の人事異動に伴う増額計上となっております。

次の2款の保険給付費、1項の療養諸費、次のページに参りまして2項の高額療養費、4項の出産育児諸費につきましては、後からご説明いたしますが、歳入の療養給付費交付金等の補正に伴う財源内訳の補正となっております。

70ページに参りまして、下のほうの7款共同事業拠出金、1目の高額医療費共同事業拠出金につきましては53万円の減額計上、次の2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては511万円の増額計上でございますが、これらにつきましては国保連合会の再算定によりまして今年度見込額として通知をされたものでございます。次の予備費につきましては、財源調整によりまして2,591万4,000円の増額補正となっております。

続いて、歳入について申し上げます。65ページのほうについて戻っていただきたいと思うのですが、65ページの歳入、1款の国民健康保険税の中の1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、当初予算作成時に今年度の所得推計によりまして当初予算を編成したところでございますが、今回の本算定におきまして世帯数及び被保険者数の若干の減少となりましたが、24年度の所得の増加が見込まれたということで、当初予算の見込みよりも上回りまして、1,461万8,000円の増額計上になったところでございます。

次の2目の退職被保険者等の国民健康保険税でございますが、一般と同様に推計をいたしましたのですが、退職分につきましても世帯数及び被保険者数についても若干減ってはございますが、退職の場合には人数も少ないということで、所得の伸びは若干あったものの、144万7,000円の減額補正となったものでございます。

次の3款の国庫支出金、1目の療養給付費負担金67万1,000円の減額補正、2目の高額医療費共同事業負担金13万3,000円の減額補正につきましては、再算定による見込額の減でございます。

次に、66ページをお開きいただきたいと思います。4款の療養給付費交付金、1目の療養給付費交付金2,180万3,000円の増額補正につきましては、退職者分に係る療養費として支払基金より通知があったということで今回増額補正となっております。

次に、7款、下のほうになります。共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金1,068万円の増額補正、次に2目の保険財政共同安定化事業交付金1,457万5,000円の減額補正につきましては、これにつきましても国保連合会より再算定によりまして今年度の見込額として通知されたものでございます。

次の67ページになりますが、9款の繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、これは先ほども申し上げました人事異動に伴う人件費分の一般会計からの繰入金48万2,000円の増額計上となっております。

以上、今回の補正内容でございますが、これらにつきましては去る5月31日開催の第2回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えておきます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議願います。

○議長（佐藤孔一君） 健康福祉班長、渡部善一君。

○生活課健康福祉班長（渡部善一君） それでは、72ページをお開きください。

議案第41号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明

申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億189万9,000円とする提案内容でございます。

内容についてご説明申し上げます。初めに、78ページをお開きください。2の歳入でございますが、7款の繰入金でございますが、内容といたしましては人事異動に伴う職員給与等の増額に伴い、一般会計からの繰入金を4目のその他一般会計繰入金に120万4,000円、5目の地域包括支援センター運営費繰入金に104万8,000円の合計225万2,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、79ページ、3の歳出でございますが、1款の総務費につきましては120万4,000円を増額計上、5款の地域支援事業費につきましては102万7,000円を増額計上、80ページ、7款の地域包括支援センター事業費につきましては2万1,000円を増額計上で、いずれも人事異動に伴います職員給与等の増額計上となっております。

以上、説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 今回の補正で、職員の給与及び職員手当が減額措置されております。人事異動による措置だというふうに理解できるわけですが、このたび総務省では7.8%の国家公務員の給与削減という形で実施してございます。それに伴いまして、地方公務員も同様の給与削減をせよという形で地方交付税が減額措置されていると伺っております。下郷町では、本年度は10億8,700万の交付税を見込んでおりますが、これには給与のカット分の減額措置が織り込まれているのかどうか、また今回の補正の減額、総務課の一般管理費以外全ての部署で給与及び職員手当等が減額措置されておりますが、これは人事異動によるほか、このような総務省の減額措置を実施したと見込まれるような数字を計上しているのかどうか。

それで、本年度また交付税による減額措置されると見込まれている交付税の額幾ら減額になるのか、この辺のことを説明していただきたいと思っております。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

総務課長、室井孝宏君。

○総務課長（室井孝宏君） まず、今回の人件費関係の異動につきましては、全く職員の人事異動に伴う金額のみでございます。それでは給与削減措置はどうなっているのかということでございますが、国からは国に準じて必要な措置を講ずるように要請いたしますという文書等はいただいております。それでは本町の状況はどうなっているのかといいますと、5月の中旬ですか、南会津関連の総務課長と給与担当の職員の合同会議がございました。その中で、南会津といたしましては、まだ県の方針が全く示されていない。結局県がどういう削減措置をとるのかまだ決定されておられません。他の県内の市町村の動向を見ながら、南会津もそれに対処した削減をするかしないかも含めて再度検討しましょうという形の会議でそれは終了いたしました。ですから、今回の補正予算の中にはそれらは含まれておりません。

ちなみに、国の削減措置は24年度と25年度の2年間で、今議員さんが申されましたよ

うに7.8%の削減幅でございます。それらの削減幅も南会津としてはまだ一切全く決定されておられません。それらの決定を踏まえまして、当然給与削減ということになりますと条例改正等の議案が出てきますので、その時点で皆さんに詳細について提示したいとは思っております。

なお、町といたしましては、考えではございますが、これまでも自主的な定員削減などの行政改革の措置を行ってきているという経過もありますので、参考までに申しますと平成5年の4月1日には職員が141名、24年の4月1日には97名となっていますから、約44名の職員は減少という形になっています。

あと、南会津のほかの町村の会議の内容でございますが、詳しくは余り話せませんが、削減には消極的な意見が多かったということは申し添えておきたいと思っております。

あと、交付税の削減措置につきましては、国は交付税の削減を示してはおりますが、具体的に幾らが減額となるという具体的な数字は全くまだ示されておられません。

以上でございます。

○議長（佐藤孔一君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 再質問します。

それで、今ほどの総務課長の答弁によりますと大体わかるのですが、町長としては、県でも減額の方向に向けて今検討しているというような報道がなされておりますが、町村によっては町長の意思により我が町は減額しないというような、はっきりと申し上げている町村はあるのですが、町長としてはどうでしょうか。今総務課長のように人的な減額措置とかというような内部の努力もしているというようなことで、下郷町は実施しないのだというようなことも考えられますが、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

町長、湯田雄二君。

○町長（湯田雄二君） 今総務課長が申したとおりでございますが、大変な減額を我々は職員減というような形でやっておるわけでありまして、これ南会津郡内の町村長全て集まっています話もしていただきましたけれども、全ての町村が今回はやらないというようなことでございますので、私の考えとしてはやるつもりはございません。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 町長の意思としては実施しないのだというような強い意志と受けとめました。

やはり7.8%という数字的にはかなり大きい数字です。これ減額しますと職員の給与もかなり減って、やはり消費支出も減るわけですから、今下郷町でもプレミアム商品券発行してより消費を拡大しようという一つの方向性を出しているわけですから、やはり消費減になるような措置はいかかなものかと私も考えております。ですから、やはり町長の強い意志を示していただいたので、私はそれでよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1点だけちょっと聞きたいのですが、57ページのコミュニティーセンターの90万円、防球ネット設置工事、先ほどフットサル、要するにサッカーの練習をする場合に暖房器具、さらにはガラス等が壊れるというようなことで、サッカーボールがぶつかると壊れるということでこのネットを張るということだと思いますが、暖房器具だとか、そういうふうなものがこの90万である程度力強くサッカーをやっても壊れないとか、防げるのだと、こういうふうなことかと思いますが、この辺ちょっと詳しく教育委員会のほうからお願いします。

これから議会を通して発注するわけですが、いつごろから使用できるようになるのかどうか。今このサッカー、要するにフットサルが下郷、田島の人たちが会を組織しまして練習をしているそうなのですが、室内の場合には田島中学校が使用されているということを聞いて、その田島中学校が大規模改修で改修をすると、間もなく向こうが使えなくなるというようなことで非常に困っておるというのがこのフットサルのクラブみたいなのでございまして、一日でも早く使用できるようにひとつ貸していただくようお願いを申し上げますが、いつから使用できるのか、2つだけお願いいたします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 8番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

このフットサル防球ネットの施工につきましては、コミュニティーセンターのステージに向かって入り口と両側に全面にギャラリーの下から壁から60センチから70センチ離して新たにネットを設置するものでございます。この工事につきましては、専門家に見ていただいたところ、そのネットによって思い切り蹴っても暖房機器までは影響を及ぼさないだろうという距離でセットするものでございます。

あと、いつからの使用になりますかということですが、本日この議会においてお認めいただけましたならば、先ほどの田島中学校の大規模改修のこともございますので、早急に発注を行いまして、およそ2カ月程度というふうに見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤孔一君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 同じことなのですが、このネット、ですから試合とか練習ないときにはこれ外したり、またはもうセットしっ放しというのか、この辺に対して一言お願いします。

○議長（佐藤孔一君） 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育次長（五十嵐正俊君） 大変失礼しました。現在コミュニティーセンターのステージ側のほうには、ステージに張るネット及びギャラリーの上のほうにネットついていると思いますが、ああいった感じで両側にサイドにおさめるという方式で、カーテン式とい

いますか、そういったものでずっと、ずっとって大変表現悪いのですが、両側におさめる方法で格納したいというふうに思っているところです。

以上です。

(「了解」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ほかにご質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成25年度下郷町一般会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 平成25年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で上程されました議案は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤孔一君) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第2回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午前11時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員